

E T Cマイレージサービス利用規約（新旧対照表）令和7年12月1日版

旧〔令和7年9月1日〕	新〔令和7年12月1日〕
<p>(ポイントの照会等)</p> <p>第14条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 四会社は、マイレージ登録者がポイント残高のお知らせを希望する旨届け出ている場合は、ホームページにおいて周知する通知内容について、<u>次表に掲げる方法</u>により通知します。</p>	<p>(ポイントの照会等)</p> <p>第14条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 四会社は、マイレージ登録者がポイント残高のお知らせを希望する旨届け出ている場合は、ホームページにおいて周知する通知内容について、<u>マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信</u>により通知します。</p>

通知方法	備考
<u>マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信</u>	
<u>マイレージ登録されている住所への書面の郵送</u>	<p>ただし、以下の全ての条件を満たす場合に限ります。</p> <p>1. 令和4年5月31日以前に書面の郵送を希望する旨届け出ていること。</p> <p>2. 12月1日時点において、当年度末に有効期間が終了するポイントを含む最小の交換単位以上のポイントを保有していること。</p> <p>3. 前回の書面が郵送にて到着していること又は前回の書面が到着しなかった場合で、次回の通知を行う年度の11月30日までの間に住所変更の届出が行われていること。</p>

(届出事項の変更等)

第20条 マイレージ登録者は、次表に掲げる届出事項に変更があった場合は、次表に掲げる届出方法により、速やかに四会社に届け出してください。

届出事項	届出方法	備考
氏名	所定の書面 (氏名変更を証する書面を添付してください。)	婚姻、養子縁組等法律上氏名の変更があった場合に限ります。
生年月日	所定の書面(生年月日の変更(訂正)を証する書面を添付してください。)	法人の場合、創立記念日等
住所	インターネット、電話又は所定の書面	
電話番号	インターネット、電話又は所定の書面	
E TC車載器情報 (E TC車載器管理番号)	インターネット、電話又は所定の書面	
E TC車載器情報 (車両番号)	インターネット、電話又は所定の書面	
登録カードの有効期限	インターネット、電話又は所定の書面	
電子メールアドレス	インターネット	メールが届かない場合、各種お知らせメールの送信を停止します。
お知らせメールの希望の有無	インターネット	
ポイント残高のお知らせ(第14条第2項の通知をいいます。)の希望の有無	インターネット、 <u>電話又は所定の書面</u>	<p>インターネット又は電話による届出は「通知を希望しない」又は「電子メールにて通知」への変更に限ります。</p> <p>また、所定の書面による届出は、郵送通知を「希望しない」に変更する場合に限ります。</p>
自動還元サービスの希望の有無	インターネット、自動音声ダイヤル、電話又は所定の書面	

(届出事項の変更等)

第20条 マイレージ登録者は、次表に掲げる届出事項に変更があった場合は、次表に掲げる届出方法により、速やかに四会社に届け出してください。

届出事項	届出方法	備考
氏名	所定の書面 (氏名変更を証する書面を添付してください。)	婚姻、養子縁組等法律上氏名の変更があった場合に限ります。
生年月日	所定の書面(生年月日の変更(訂正)を証する書面を添付してください。)	法人の場合、創立記念日等
住所	インターネット、電話又は所定の書面	
電話番号	インターネット、電話又は所定の書面	
E TC車載器情報 (E TC車載器管理番号)	インターネット、電話又は所定の書面	
E TC車載器情報 (車両番号)	インターネット、電話又は所定の書面	
登録カードの有効期限	インターネット、電話又は所定の書面	
電子メールアドレス	インターネット	メールが届かない場合、各種お知らせメールの送信を停止します。
お知らせメールの希望の有無	インターネット	
ポイント残高のお知らせ(第14条第2項の通知をいいます。)の希望の有無	インターネット又は電話	
自動還元サービスの希望の有無	インターネット、自動音声ダイヤル、電話又は所定の書面	

附 則

(実施期日)

1 この規約は、令和7年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この規約は、令和8年6月1日から実施します。